

第7回新城市地域産業総合振興条例審議委員会

平成27年7月29日（水）午後7時～午後9時
新城市勤労青少年ホーム2階 軽運動場

○加藤宏信副課長 皆さん、こんばんは。

第7回、新城市地域産業総合振興条例の審議委員会を開会いたします。

本日、進行するに当たりまして、産業政策課、加藤が進行させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、次第に沿って進めていきたいと思ひます。

会を始めるに当たりまして、委員長、鈴木誠先生、よろしくお願いたします。

○鈴木誠委員長 皆さん、こんばんは。きょうもとても夏らしい天気になりましたけれども、その中で何とか一日残って夕方からの作業になりました。第7回ということになりまして、皆様方からいただいた意見を、それを踏まえて、きょうはたたき台を用意して一つ一つチェックをしていこうと思ひています。ただ、心がけたのは、非常に角のある文章といひますか、皆さんの気持ちをなるべく思ひた文章をまずは心がけたつもりです。きれいにまとめるということはさらさらなくて、まずもって皆さんのお考えのこれからの、特に前回までの議論を踏まえて、お考えのお言葉とか、気持ちが込められているかどうか、そこを見ていただきながら、ただ、これからは余り足し算的に増やすことはできませんので、一歩進んで二歩下がるぐらいの気持ちで文章を見ていただくことも大事かなというふうに思ひています。ただ、皆さんのお気持ちが入っているかどうか。そこはきょうから見ていただきまして、積極的に御発言いただけるようによろしくお願申し上げます。

以上です。

○加藤宏信副課長 ありがとうございます。

それでは、審議事項に入りたいと思ひますが、審議事項の前に少し連絡をさせていただきますと思ひます。

前回、7月8日に開催された第6回審議委員会の会議録については、本来、本日、皆様にお渡ししたかったところでもありますけども、

準備のほうがか少し間に合わなかったものから、次回の第8回審議委員会で報告させていただきますと思ひます。御了承ください。

よろしくお願いたします。

○内藤晃吉副部長 事務局からもう1点連絡させていただきます。

きょう、お配りしましたクリップでとめた資料の3枚目と4枚目なんですけれども、きょう、2名の委員の方が欠席されております。その方から意見をいただきました。きょう、審議に入る前に、皆さんこの内容に目を通していただきまして、参考にしていただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。

○加藤宏信副課長 それでは、審議事項に入りたいと思ひます。

鈴木誠委員長、よろしくお願いたします。

○鈴木誠委員長 座ってもよろしいですかね。じゃあ、ここからは録音もしていますので、私のほうからマイクを使って説明をしていこうと思ひます。

きょうは、事前に皆さん方に送らせていただいた資料、これを使って説明というか、提案をしていきたいと思ひます。皆さんにお送りした資料の7月22日試案というのが、これが一番最新のものということになります。この内容がきょう、皆さんに検討いただくものになります。この7月22日というふうに書いた試案というのは、この間の計画と書いてありますね、5月13日から7月8日、7月8日から今度は7月17日というふうに書いてありまして、特に前回、17日にいろいろと御意見をいただきました。それを読んだり、あるいは、録音した皆さんの御発言を聞かせてもらう中で、ひとまずきょう、皆さんにお示しをして、検討していただくと思ひています。ただ、またさらにこれを読んでいくと、幾つかやはり間違いがあったりとか、表現の統一性がなかったりという間違いもありましたので、それで皆さんにお配りをした、お送りした資料のほかに、前のほうに資料を

用意しました。私のほうは、皆さんにお配りした資料と、それから、前のほうの資料、この2つを使って説明をさせていただくので、前文のところから、皆さんに見ていただいて、そして、ここをこうしたほうがいいと、ああしたほうがいいと御発言いただけるようお願いしたいと思うんです。

それで、前のほうで録音しているので、マイクを、そこに1個ありますよね、ほかにはどこにあるんですか。

○加藤宏信副課長 こちらにございます。

○鈴木誠委員長 ああ、そうですか。じゃあ、その2つを使って、皆さんの声を拾うようにしますので、きょうはこんな形でやりますので。マイクを使って御発言いただけるようお願いします。それで、見えないという方は遠慮なく前のほうに来ていただいて、この辺、特等席があいていますので、どれだけもあいていますけど、どうぞ遠慮なくこれ以降は本当に席は自由に移動していただいて結構ですので、お願いします。

きょうは、この条例素案をなるべく最後のところまで皆さんの意見をもとにして検証するという作業でいきたいと思っています。いよいよこの委員会でのほぼ統一した案文をつくり上げていきたいと思っていますので、条例素案の検討に御協力をお願いします。

時間の都合、今から個々のこれまでの経過については説明いたしません。7月22日試案というものを中心に説明をさせていただくので、どうぞ忌憚のない御発言を、御意見をよろしくお願いします。

それでは、早速始めていきます。

きょう、まず初めに、前文といわれるところですが、条例の。ここは前回皆さんが非常に力を込めていろいろと御検討いただきました。それをもとにして7月22日の試案というものをつくりましたが、さらにきょう、欠席した委員が、先ほど説明があったように一部資料を寄せていただきました。これなどを皆さ

ん、見ていただいて、そして、ここの中の内容を踏まえてこういうふうにやっぱりしたほうがいいとか、御発言ください。よろしいでしょうか。

それでは、まず、前文を紹介します。皆さんの試案のほうでは、「新城市は、豊かな自然と歴史に恵まれ、東三河、遠州並びに南信州からなる三遠南信地域の人的交流の要所として発展し、多様な産業を育ててきました」というふうにまずは始まっていると思います。

その後も続きます。「こうした産業は、日本経済の成長とともに発展し、本市に暮らし、就業の機会を求める市民に対して、多様な雇用の機会を提供するとともに、所得をもたらし、消費を通じて安定した地域経済の発展に貢献してきました。

産業の発展は、地域経済の発展を通じ、個性あふれる固有の産業文化や伝統技術を育み、今日に伝えています。

少子高齢化が加速する今日、本市が魅力と可能性のあふれる都市として存在感を高め、市民が求める多様な行政サービスを供給できる自立した都市であり続けるためには、高齢者や既存の事業所の活動に依存したり、企業誘致に過度な期待を抱くだけでは困難であると思われます。

未来の新城市を展望するためには、若者や女性が能力を発揮できる機会を地域で備え、産学官労が内発的、総合的、持続的にきめ細かな支援を図る体制を今こそ構築することが重要であるといえます。

そこで、本市では、多彩な能力を持つ市民が市内で活躍でき、かつ、三遠南信地域や大都市の多様な消費者、事業所等と緊密な交流連携を図りながら、魅力にあふれる地域経済を築いていくことを目的とし、ここに、この条例を制定します。」というような案を今回、皆さんに御提案をいたします。

皆さんにお送りした後に、先ほど欠席委員からの寄せられた意見があるということにな

りましたので、そこのところをご覧ください。私のほうからも、その後、もう一度皆さんに御提案したい箇所がありますので、前のほうのスライドをご覧ください。

新城市はとこの赤のところですね、最初のパラグラフで、「新城市は、豊かな自然と歴史に恵まれ」云々というふうに書きました。ここの文章、「新城市は」というふうに主語で始めてみました。皆さんの文章は、「わたしたちは」とか、「新城市は」というそれぞれ個々にこれは皆さんの資料にあるとおり、A班とB班、表現の仕方が市民を中心としたもの、市を中心としたものということになっています。そこで、きょうの資料もこの文章には主語を「新城市」としましたが、私たちから始まる前文が多い中でどちらがよいかということをおまづ皆さんから御意見をいただきたいと思ひます。

例えば、「私たちは」という、漢字の私のところを平仮名に変えて、「わたしたちは」という表現に変えて後の文章をつくってみました。「わたしたちは、豊かな自然と歴史に恵まれた新城市において、東三河や三遠南信地域との交流を通じて多様な産業を育んできました」というふうに直してみたわけです。ここのところで三遠南信というのはそのまま使って、あえて東三河というものと、そして、それを取り巻く三遠南信という二重のエリアということ意識して、それから、交流は必ずしも人的なものだけではない、実際には経済の交流もあるということになると資金、情報の交流もあるので、あえて人的という限定はせずに、との交流を通じて多様な産業をとるというふうにまとめてみたところなんです。ここのところも含めて御意見をいただきたい。

それから、もう一つは、ここのくだりです。4つ目の段落のところなんです。ここでちょうど2行目、こんなふうに書いています。都市であり続けるためには、高齢者や既存の事業所の活用に依存したり云々と困難であると思わ

れる。困難であるという表現は、非常に否定的な表現なので、このままでいいかどうかというふうに悩みました。そうしたら、きょう欠席委員からやはりここのところはネガティブ過ぎるんじゃないかということで、こうした産業文化や伝統技術の継承に加えて、新たな取り組みが必要だと思われまふというふうな表現を用意されましたが、このあたり、2つに限りませぬけれども、このあたり2つも含めて皆さんの御意見をまづいただけたらと思ひます。

もし、後のほうでまた意見があれば、後に回していただいて結構ですので、きょうはどんどん先のほうに進んでいくようなつもりでいきますので、また後でも皆さん、御発言いただけますので、とりあえず今のところをお願いいたします。

これについて皆さん、どうでしょうか。御意見いただけたら、それをメモしていきますので。手を挙げていただけたらマイクを持っていきますからよろしくお願ひいたします。きょう、僕はここで座りながらで大変失礼しますが、よろしくお願ひいたします。いかがでしょうか。どんな点でも結構ですよ。

どうぞ、お願ひいたします。

○加藤直詳委員 済みませぬ、きょう、手元に委員会の資料をちょっと持ってきていないんですが、先のほかの条例、新城市のほかの条例は主語はどちらでいっていますでしょうか。

○鈴木誠委員長 行政の皆さんも御自身の所管の条例を思い浮かべていただいて結構です。川合副部長のほうは、自治基本条例とかですね、若者議会条例とか、そういったところも多分見てくれると思ひます。加藤委員はどちらがいいと思ひますか。

○加藤直詳委員 正直なところどちらでもいいところだと思ひますけど、これはこれで新城市でいってればきれいにこれで一つ成立したきれいにまとまっている文章になって

いますし。

○鈴木誠委員長 市民憲章なんていうのは私たちはという表現から始まりますし。

○加藤直詳委員 この第1段落を「私は」の主語から始めたとすると、一番最後の最終のセンテンスをまたそこで本市ではのあたりを私たちはとか、その辺は調整していかないとおかしいかなというふうに感じていました。

○鈴木誠委員長 川合副部長はどうですか。

○川合教正副部長 今、自治基本条例とかの前文でいきますと、「私たちは」という、漢字のほうの私たちというような、たちが平仮名というような形で書いてあるものが、今の自治基本条例だとこんな形になっています。

○鈴木誠委員長 ほかの委員さん、どうですか。

○権田知宏委員 一応、手を挙げさせてもらいました。私は、個人的には平仮名の「わたしたちは」の表現のほうがいいと思います。それはなぜかという、今までこういうものを育ててきましたという過去のこと、その前はやっぱり鳳来町、新城市、作手村というのが合併する前のときのことをうたっているので、その辺を考慮すると「私たちは」という漢字でもなくて平仮名で「わたしたちは」というほうが一番合っているのではないかなと思います。

以上です。

○鈴木誠委員長 なかなかいい説明ですね、その辺は。ごめんなさい、僕が評価したらいけないけど。

○山本勝利委員 済みません。私は、この条例自体は、産業を中心とした、人よりもそういう関係のほう为主体になってきている。例えば、基本条例とかそういうやつは人が中心になってつくられた条例じゃないのかなというように考えました。そういう意味からいくと、私は、「新城市は」という形に入っていったほうが自然に流れていくんじゃないのかなという、そんな感じを受けておりま

す。どうですか。

○鈴木誠委員長 これまた非常によくわかる意見ですね。

ほか、皆さん、どうでしょうか。

そうですね、どちらかに、もしこの2つに、主語のところ、「新城市は」と、それから、「私たちは」、各委員の皆さんの気持ちをきょう聞かせてもらえたらと思いますので、ちょっと手を挙げてもらってもいい、多数決じゃないですけど、皆さんのお気持ちを聞かせてもらえたら、いいですか、そういうふうを確認していても。じゃあ、こここのところは「私たちは」という表現で、最初はまず、「新城市は」というふうに書きましたので、この現状の主語の使い方のほうがよろしいと思われる方、ちょっと手を挙げていただけませんか。「新城市は」ですね。いいですか、事務局のほう後でもう一回試案をつくるときに参考にしてほしいので。

○川合教正副部長 もう一度お願いします。

○鈴木誠委員長 もう一度手を挙げていただいていいですか。ありがとうございました。じゃあ、「私たちは」という主語に変えたほうがいいと思う人、手を挙げていただけますか。ありがとうございました。じゃあ、どうですか、皆さん、川合副部長、どんなぐあいでしたか。

○川合教正副部長 今、「新城市は」というのは8名、「私たちは」というのが4名という形になります。

○鈴木誠委員長 そうですか。そうしましたら、今の段階では「新城市は」という主語で一応進めてみたいと思います。また後で全体を通してやはり直したほうがいいという御提案があれば、ぜひそういうふうにしていただければいいと思いますので、ひとまずじゃあ、「新城市は」でまずは進めてみましょう。

それから、4行目のちょっと否定的な表現の仕方、ここはどうでしょう、皆さん、どういふふうに変えたらいいでしょうか。皆さん

の2つの御意見で、松本委員、手を挙げていただいている。

○松本吉生委員 いや、あれですけど、最初、ちょっと読んで思ったのは、高齢者とあって、高齢者が過度な期待を抱くだけでは困難であると思われまして読み取れちゃうので、高齢者の方というのは、これまでこの地域を担ってきていただいたもう重要なというか、もう尊敬すべき先輩方なので、これからということでは、人間、寿命がありますからあれですけども、今までの方にやっぱり敬意を払うことが必要なんじゃないかなと思います。やっぱり表現というのはちょっとネガティブなんじゃないかなと個人的には思いますので、このある委員さんから出されたような形とかというのは非常にいいんじゃないかなと思いました。

以上です。

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。そういう御意見をいただきました。

ほか、皆さん、どうでしょうか。どんな御指摘でもいいです。

○権田知宏委員 私もこの表現は変えたほうがいいと思っています。それで、最近、産業でもやはり企業誘致などをしてもなかなか地域の発展につながっていないところが多いので、新たな取り組みというようなところを入れるのは非常にいいんじゃないかなと思いますので、表現を変えたほうがいいというふうに思います。

以上です。

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。

ほか、皆さん、どうでしょうか。ほかに何か、ほかの箇所でもいいですよ。ひとまずじゃあ、今の点については、じゃあ、今の4行目のところについてだけいうと、きょう、欠席委員に提案していただいた、「こうした産業文化や伝統技術の継承に加えて新たな取り組みが必要だと思われまして」というふうに、高齢者や既存のということから切り替えを

して、まずはおいてみましようか。どうでしょうか。いいですか、ひとまずそのようにして。

じゃあ、ここは皆さんの賛同を得ましたので、修正を図ります。

そのほかのところはどうでしょうか、前文で。

どうぞ。

○山本勝利委員 3行目のところですが、上から3行目、「就業の機会を求める市民に対して多様な雇用の機会を提供する」、このところ、機会、機会とずっと続いているんですが、あとのほうは多様な雇用の場を提供されると考えてよろしいんでしょう。ちょっと機会が続くので、そのところが気になりました。

以上です。

○鈴木誠委員長 そういう指摘も非常にありがたいので、ぜひお願いします。ありがとうございました。

そのほかいかがでしょうか。

じゃあ、お願いします。

○浅見雪絵委員 先ほどの表現がネガティブと言われていたところの次の行なんですけれども、ここも「若者や女性」がというふうに書いてあると、先ほどの今までやってきてくれた人のことがないがしろというのと同じような感じで、これからは若者と女性だけであるみたいなふうにちょっと捉えられるかなというふうだったので、前文の段階で対象者を限定しなくてもいいのかなというふうに思いました。

○鈴木誠委員長 例えば、どういうふうにしたほうがいいですか。

○浅見雪絵委員 この後の条文の中で、例えば、若者とか女性という言葉が出てくるのであれば、もうここには出なくてもいいのかなと、もっと全体的な視野での文章にしたほうがいいのかなというので、ちょっと例文は思い浮かばないんですけど、どうでしょうか。

○鈴木誠委員長 わかりました。じゃあ、このところで若者や女性がという表現は控えておくということですね。そういう御指摘ですね。わかりました。

そのほかどうでしょうか。

お願いします。

○松本吉生委員 「多様」を結構3回か4回使っているんですね。読んでいくと「多様な」がすごい多い。4回使っている、この中で。ですので、少しその辺を変えたほうがいいんじゃないかなというふうに思ったのと、今の若者や女性がのところで、産学金官労が「内発的」とありますけど、これは自発的と同じ意味ですか。内発的とはどういう意味ですか。

○鈴木誠委員長 これは、地域の中の力を外に。

○加藤直詳委員 地域の力ということですか。

○鈴木誠委員長 そういう意味ですね。外来型という、外来的とかいうのと。

○加藤直詳委員 その逆ということですね。

○鈴木誠委員長 区別ですね。

○加藤直詳委員 わかりました。

○鈴木誠委員長 外へ持ってくるだけじゃなくてということですか。

お願いいたします。

じゃあ、「多様」というところですね、ちょっと多過ぎるので、ここは極力表現を直す方向でいきます。

ほかにはどうでしょうか。

じゃあ、ひとまず前のほうに比べてよろしいでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○山本勝利委員 一番最後のところですが、そこで、本市では、「多彩な能力を持つ市民が」云々とずっといきまして、それから、「図りながら、魅力にあふれる地域経済」と続いていくわけですが、その多彩な能力を持つ市民がというところで、魅力あふれる地域経済を築いていくことになるわけですが、

ただ魅力だけではなく、何かそのところで、例えば、「創意工夫された」とか、あるいは、「創意と魅力にあふれる」とか、そんなことがつくと、私はそんなふうにあるといいなと感じております。これは別に私だけの意見です。

○鈴木誠委員長 「魅力にあふれる」というのはちょっと抽象的でもありますよね。何か言葉で逃げている感じがあるので、ここをもう少し積極的な表現を加味して、地域経済の表現を豊かにしてほしいという、そういう御指摘です。そのあたり、一度工夫して、皆さんに再度提案させていただいてよろしいですか。ありがとうございます。

それでは、前文のところは今、皆さんからいただいたものを踏まえて修正を図っていきます。ありがとうございます。

それでは、先に一度進んでまいります。

続いて、目的になります。

3ページというところになりますかね、ここで皆さんからこの間、御意見をいただいたものを踏まえて、この条例の目的を整理してみました。皆さんのほうにお送りしたものをまず読んでみます。この条例は、「新都市の産業振興に関して基本的な事項を定め、市民、事業者、市、行政区等が協働し、本市の文化・芸術・資本・人材等を生かし、持続可能な地域経済をつくることを目的とします」というふうに皆さん、この間の御意見を踏まえるとなるだろうというふうに思われました。

そこで、とはいっても、もうちょっとここで御提案したいというのは、地域産業総合振興条例なので、地域という表現をやっぱり加えたほうがどうだろうか、いいんじゃないか。そこで、前のスライドのほうではこの条例は新都市の地域産業振興に関してというふうに、地域産業という言葉を使うという、産業でなくて地域産業というふうに加えてみたというところ、1点皆さんに追加の御提案です。これについていかがでしょうか、修正なり、新

たな御提案なり、ぜひお願いしたいと思います。どうでしょうか。どんな点でも結構です。いかがでしょう。じゃあ、ひとまずこれは。

どうぞ。

○松本吉生委員 中の技術・資本・人材の資本というのはどの辺を指されるのかというのをちょっと聞いておきたいんですが。

○鈴木誠委員長 これは、ここの場合の文化・技術・資本という場合には、いろんな捉え方があるんですけども、ここは皆さんの貯蓄であるとか、それから、財産、不動産ですね、こういうものを一つは考えてもいいだろう。それから、企業が蓄えた利益というものもあるでしょうし、自然資本とか、社会資本とか、いろんな最近表現がありますけれども、ここでは狭い意味でのお金にかかわることというふうな表現で考えているほうがいいかなというふうに思います。

どうぞ、お願いします。

○浅見雪絵委員 質問なんですけれど、点の使い方というのは何か違いがありますか。

○鈴木誠委員長 これについては、上のほうは市民、事業者、市、行政というところがそれぞれ独立した存在という意味で分けておいたんですけども、あとの本市の文化・技術・資本・人材というのは市に属するものとして一体のものという意味合いを少し加えてみました。

○浅見雪絵委員 並列させているということですね。

○鈴木誠委員長 ただ、明確な根拠というのは実際のところはないので、ここはやはり今、おっしゃるような紛らわしいのであればどちらかの統一してもいいかなというふうには思います。

○浅見雪絵委員 先ほどちょっと言わせてもらったときに、ちょっと言葉足らずだったなと思ったんですけど、句読点のほうの点が先ほどの前文のときも多く出てくるんですけど、句読点の点で区切ってあるところというのが、

一番最後の述語にまたつながっていくのかどうかというのが、さっき松本委員も言われたと思うんですけど、そういうふうに読めてしまう可能性があるんで、若者や女性が能力を発揮できる機会をつくることこそが重要だというふうにつなげて読めてしまうので、句読点の点でつなげるというのを、全体的にまた見直していただくときに、ちょっと長くなり過ぎると述語につながっていくのかどうかというところがちょっとわからなくなるので、今、目的のほうを見せてもらおうと、句読点ではないほうの点でつなぐと、ああ並列なんだなということがわかるので、私はこちらのほうがちょっと見やすいかなとは思いました。

○鈴木誠委員長 わかりました。並列表記の中黒ですね、こういう表現の仕方が、これが実際に法令審査のほうで適当かどうかとまた検討が始まると思いますので、そこはそこで任せるとして、ひとまず御意見としていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

じゃあ、ひとまず今の御指摘をいただいて、先に進んでよろしいですか。じゃあ、先にいきます。

続きまして、皆さんの資料の4ページにあたる場所です。

ここは定義ですね、この条文の中で使う言葉の定義に当たります。

まず、皆さんの資料のほうで細かくいろいろと記しました。これは、前に書いたものと基本的には同じであったと思いますので、前のほうの、手元の資料を一回読んでみます。

「この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによります。

まず、(1) 市民 新城市自治基本条例第2条第2項に規定する市民を言います。

(2) 若者 新城市若者条例第2条第2項に規定する者を言います。」というふうに表示しますけれども、しかし、ここは同じものであったとしても、きちっとやっぱり表現

したほうが良いという御意見もあるかと思えますので、それはそれで後で御指摘ください、

そして、事業者です。事業者については、ここではこういうふうに直しました。「市内において生産・加工・販売・供給などの産業活動を行う全ての個人または法人を言います」というふうにしました。

そして、4番目の地域産業です。地域産業は大幅に実は修正をしまして、「個人または事業者が、地域固有の自然・文化・技術・資本・人材等を生かし、国や県、三遠南信地域の市町村や民間の協力を得ながら働く職場をつくり上げていく産業を言います。」というふうにここでは提案をしています。

5番目、産学金官労というところでは、「事業者を支援する経済団体、大学等の研究機関、金融機関及び国、県、その他行政機関、労使団体を言います。」というふうにここでは全部で5つの用語について定義を試みてみました。この捉え方についてどこからでも結構です。御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。どんな御提案でも歓迎ですので、どうぞいかがでしょうか。

○川合教正副部長 きょうお配りした欠席委員の方の2ページ目に、定義のところに産学金官労のところ、一番最後の部分を「労働者団体」を言いますというふうな書きぶりはどうでしょうかという御提案をいただいておりますので、その辺、考慮させていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木誠委員長 それと、きょう、欠席された委員、地域産業についても、「商工会、農業協同組合、観光協会、その他の市内経済活動を行う団体を言います。」というような表現をシンプルにまとめていただきました。想定される経済団体をここで並べたわけです。それに対して、こちらのスライドのほう、皆さんの資料のほうは、地域産業のもう少し機能に焦点を当てて表現をしています。皆さんのお考えをお聞かせいただきたいと思います、

いかがでしょうか。今の川合副部長のほうからは、労働団体、労働者団体といったところも含めていかがでしょうか。

○小笠原喜好委員 別に、特にこだわるわけではございませんけれども、4番目の地域産業のところで、「個人、または、事業者が地域固有の自然・文化・技術・資本・人材」というふうになっておるんですけども、これは固有なのかなという気はちょっとしますけども、これは余り別に文章としてこだわる必要はないかと思うんですけども、これはなくても「事業者が自然・文化・技術・資本・人材」にいてもいいのかなと感じはしました。以上です。

○鈴木誠委員長 なるほど。個人または事業者がを主語にしたら産業なんだ。けども、そのところで新城らしい特色を表現するとしたら、地域固有という言葉を使わなくてもこういう自然に寄与した産業、文化に寄与した産業、技術に非常に特色のある産業等々というところでもいいですかね。じゃあ、地域固有というのはここではカットしても問題なからうという、そういう御指摘でした。

ほかにいかがでしょうか。

○権田知宏委員 済みません。さっき1個前の先ほどの3ページの目的のところの試案で、「本市の文化・技術・資本・人材等」とあって、ここの地域産業のところには「自然」が入ってきておるんですけども、その辺を統一したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○鈴木誠委員長 今、御指摘いただきました。表現の統一をするというところでは、どうでしょうか。産業の性質とか、機能というところに重きを置くと、前回の皆さん、これまでの皆さんの御意見はそこに非常に重きがあったように見受けられましたので、こういう表現をつくって見たんですが、しかし、少々抽象的ではないかという感じもしなくもない。そこで、きょうの委員は、欠席された委員は、

「商工会、農業協同組合、観光協会、その他の市内で経済活動を行う団体を言います。」というふうにまとめてみえます。これとの比較も含めてどうでしょうか。あるいは、2つをうまく合わせるような工夫もできないのかなという気もしなくもありませんが、どうでしょうか。

それでは、ひとまずここの前の文章、これまでの議論の発展形でもありますので、先ほどの小笠原委員が「地域固有」というところが必ずしもそればかりではないということでしたのでここはカットして、それで、あとの文章、先ほど、権田委員もおっしゃった前の前文の中の表現とうまく整合させて直すというところでは先に進んでよろしいでしょうか。

じゃあ、先に進んでみましょう。また後でもう一度戻りますので、遠慮なく申してください。

それでは、続いて、市長の責務になりますか。市長の責務のところですか。

ここは、皆さんにお渡しした資料のほうは、ちょうど5ページにあるとおり、「市長は、地域産業関係団体と緊密に連携し、産業振興のための指針を定めなければなりません。」

市長は、市民、事業者、市内各種団体が行う地域産業の振興を推進する活動を支援するために、産学官労と連携し、あらゆる施策を講じなければならない。」というふうに書いてありますが、ここのところは、ちょっと皆さんのこれまでの議論を考えると、そうすると、指針づくりで終わっていいのかということと、それから、ここで「ならなければならない。」という表現になっているので、ここは全て「なりません。」という、ですます調に切り替えをしました。前の文章をご覧ください。「市長は、市民、事業者、市内各種団体と緊密に連携し、地域産業振興のための指針並びに振興計画を定めなければなりません。」

市長は、市民、事業者、市内各種団体が行う地域産業の振興を推進する活動を支援するために、産学官労と連携し、あらゆる施策を講じなければなりません。」というふうに直前で修正を入れてみました。

この委員会の立ち上げのときも、この地域産業振興の指針とあわせて振興計画をつくっていく、そして、それを推進する体制をつくるということもうたっていましたので、前回、皆さんが御議論いただいたところもその辺を踏まえておりました。したがって、ここは指針では終わらないで、振興計画という当初の委員会の目的を加えておきました。これも含めて委員の皆さん、どうでしょうか。ここのところはよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○鈴木誠委員長 それでは、市長の責務はひとまずこれで、こちらのスライドのほうでいくとして、じゃあ、また後で御意見をください。

続きまして、今度は6ページ、市民の役割です。この「市民の役割」というのは、「市民の理解と協力」という表現に置きかえてはどうかという、そういう提案も含めて試案のほう、御議論したいと思います。

皆さんにお配りした資料なんですが、読ませていただきます。「市民は、事業者が地域の環境や福祉の向上に寄与し、事業活動に励んでいることを理解し、事業者が提供する商品やサービスに関心を深め、購入するよう努めます。」

市民は、事業者が新たに提供する商品やサービスについて、地域の環境や福祉の向上を図る観点から、事業者に対して提案や意見を伝えるよう努めます。

市民は、地域の事業者、行政、その他市外の行政機関と連携し、本市の産業振興のための指針を定め、運用を監督するよう努めます。」という表現を皆さんところにお届けしました。これについても、改めて皆さんから

この間寄せられた意見を踏まえて、前のところのスライドをご覧ください。ちょっと皆さんの御意見をいただきたい。下線箇所について御意見をいただきたいという意味で検討くださいというふうに書きました。

2つ目の段落です。「市民は、事業者が新たに」という表現なんですけども、この「新たに」というふうに限定する必要があるかどうか。それから、3つ目の段落、「市民は、地域の」というふうに書きましたが、「地域の」というふうに限定する必要があるかどうか。それから、3つ目として、「その他市外の行政機関」というふうにいますが、「市外の行政機関のみ」を記すことでいいのか、民間との連携とか、当市の市民との、消費者とのネットワークとか、さまざまな今、連帯型の取り組みというのはいまもう当たり前になっているので、そこで行政機関というふうに限定するのはどうなのか。それから、一番下のところ、「本市の産業振興のための指針を定め、運用を監督するよう努める。」という、市民の役割としてこういう表現が役割として適切か否かというところで、もう一度皆さんに御意見をいただきたいと思って御紹介しました。このことも含めて、これ以外ももちろん結構です。御意見がありましたらお寄せください。いかがでしょうか。

じゃあ、お願いします。

○滝川昭彦地域医療支援室長 先ほどの市長の責務のところ、「市長が、産業振興のための指針を定めなければならない。」と書かれておるんですけども、今回の「市民は、産業振興のための指針を定めなければならない。」と書いてあるんですけども、両方ともに責務を当ててしまうのかどうかというのが。

○鈴木誠委員長 どうしたほうがいいと思いますか、ここは。

○滝川昭彦地域医療支援室長 市長が指針を定めるという責務を負っておって、それに協力していくのが市民なのかなというふうに思

っているのです。

○鈴木誠委員長 そうすると、ここの市民の理解と協力のちょうど3行目のところは、「本市の産業振興のための指針を定める。」という表現はなくして、「本市の産業振興を監督するよう努める。」という、そういう趣旨になりますか。市民が地域の事業者、ここでは、市民は事業者、行政、その他各種団体と連携し、本市の産業振興に努めますというふうにしたほうがいいんでしょうか。皆さん、どうですか。いずれにしても、ここは指針を定めるというのは違うというところですね。

○滝川昭彦地域医療支援室長 責務としては、そんなことないので。

○鈴木誠委員長 そうですね。わかりました。趣旨はよくわかりました。

皆さんの御意見を、ほかいかがでしょうか。お願いします。

○菅谷浩久委員 私の、市民にここまでを求める必要はないのかなという、そんな気がした感じです。

○鈴木誠委員長 わかりました。

じゃあ、お願いします。

○加藤直詳委員 そこの「新たに」という、今、委員長が指摘されたところなんですけど、これからつくり出すものに対するものに対してのもの、限定されているように感じてしまうので、そこの「新たに」はないほうがいいと思いました。

○鈴木誠委員長 わかりました。「新たに」はなくすという御指摘でした。ありがとうございます。

その他、いかがでしょうか。

では、以上の御指摘をまず踏まえて修正するという方針でよろしいですか。

それでは、先に進めてまた戻って御意見をいただく時間をもちます。

続きまして、それで、「市民の役割」というところは、「市民の理解と協力」というふうに今回、提案して、皆さんにお出ししたい

と思いますが、この点はどうですか。市民の役割というふうに。

○鈴木誠委員長 いいですか。じゃあ、「市民の理解と協力」という位置づけでいいですか。じゃあ、ここはそれでいきます。

じゃあ、次、お願いします。

続きまして、資料の7ページに当たります、今度は「事業者の役割」です。

皆様方のところにお届けした資料ではこういうふうに表示しています。「事業者は、自助の精神にのっとり、経営基盤の改善と強化、従業員の福利厚生に努めることとします。」

「事業者は、地域の自然環境や歴史文化を生かし、事業活動を通じて市民の雇用と地域社会の安定に貢献するよう努めることとします。」

「事業者は、市民や行政、市外の公的団体と多様な連携を図り、地域福祉の向上に貢献するよう努めることとします。」

これについて、やはり皆さんの寄せられた意見をもう一度読み返してみて、きょう、御提案したいところが前のほうに、スライドに出ています。ちょっと小さい字で申しわけありませんが、読んでいきます。

まず、1つ目は、一番最初の段落、「事業者は、自助の精神にのっとり、経営基盤の改善と強化、従業員の福利厚生に努めることとします。」という、この表現が果たして今回の条例でうたう必要があるのかどうかという点です。これは当たり前ではないかという意見もあるし、いや、条例だからこそうたったほうがいいという御意見もある。皆さんの考えを聞かせてほしいということです。

それから、2つ目、事業者は、地域の自然環境や歴史文化を生かしというふうに行く前に、やはり環境を保全するという視点は不可欠なので、地域の歴史文化を新城の場合は非常に多くの歴史資源がありますので、「地域の自然環境や歴史文化を保全しつつ生かし」という、「保全しつつ」という表現を入れた

ほうがいいのではないかという、こういう御提案です。

そして、最後の点なんですが、これは3つ目の段落に関係してきます。修正提案なんですけども、事業者は、市民や行政等と協働しながら、これは新城は自治基本条例に協働という言葉を使っていますので、事業者と行政との関係性をいう場合には、これは単なる協力ではなくて、お互いにつくり上げていくという観点で協働という言葉を使って、「地域の公共的な活動に積極的に参加をし、地域福祉の向上に貢献するよう努めることとします。」というふうに直してみました。この場合の地域福祉というのは、下のところにも書いておいたんですが、障がい者福祉とか、高齢者福祉など、社会的弱者の救済的な意味合いで使うのではなくて、防犯活動、防災活動、男女共同参画、さらには、特産品開発等々、広い意味でのまちづくりを意味するようところで地域福祉の向上と、地域福祉という言葉をあえて使うというふうにしてあります。

こういう皆さんに最終提案をしたいと思えますけども、皆さんのお考えでさらに検討したいと思います。いかがでしょうか。

じゃあ、お願いします。

○小笠原喜好委員 今、一番上の最初の事業者はという、自助から始まっておるところなんですけども、これは載せるか載せないかは別として、私が思うのは、2行目に「従業員の福利厚生に努めることとします。」というところなんですけども、この文章は、意味はわかるんですけども、これは余りにも役所的な言葉だというふうに思いますので、もっと簡単に、「従業員の幸せ」なり、そういったようなことの文面にしたほうがいいのではないのかなというふうに、それぞれ各事業所は、目的や使命が違ふと思いますので、一概にはいえないかと思うんですけども、あるいは、事業活動によっては理念等も変わってくるわけなんですけども、どっちにしても「従業員

の幸せ」というものを当然、考えていない社長さんがおられるかもしれんけれども、第一には、自分の幸せを考えている人がおられるかもしれませんが、私が「従業員の幸せ」を第一に考えますので、そんなふうをお願いしたいんですが。

○鈴木誠委員長 「従業員の幸せ」を第一に考える御意見をいただきましたけども、じゃあ、ほかの経営者や支店長はいかがでしょうか。

どうぞ。

○山本勝利委員 別の件でもいいですか。3段目のところですか、事業者は、市民の行政等云々として、「地域福祉の向上に貢献するように努めることとします。」となっているんですが、その前の「市民の理解と協力」というところでは、「市民は、事業者が地域の環境や福祉の向上に寄与し、」こういう文章になっております。だから、その辺の関係をもし取り上げるとしたら、「地域福祉の向上に貢献」がいいのか、あるいは、「地域の環境や福祉の向上」としたほうがいいのか、その辺がちょっと気になりました。

以上です。

○鈴木誠委員長 ここも統一感を持ったほうが良いという、そういう御指摘だと受けとめたいと思います。ありがとうございました。

お願いします。

○青山勉委員 文化・技術・資本・人材というキーワードにかかってくるのかなと思いますけど、それが盛り込まれていますけど、結構いろんなところに人材と文化が入ったりということで、少し整理をしたほうが良いのかなと思います。

それと、「地域社会の安定、地域福祉の向上」とありますけど、地域社会の安定というのは、これは経済ですか、それとも、治安ではないです、経済ですね、ちょっとその辺で「地域社会という安定」は抽象的かなというのがありますし、あと技術というのが、技術

の強化とか、そういうのも何か入れるといいのかなという、改善と強化というのが書いてありますけど、何かそういうもの、技術というキーワードも何か入れるとインパクトがあるかなと思います。

以上です。

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。事業者のところですから、もう少しそれにふさわしい技術的な点もぜひ入れたほうが良いという指摘をいただきました。

ほかにいかがでしょうか。

じゃあ、お願いします。

○浅見雪絵委員 先ほどの1段落目の文章の件では、私は必要ないかな、もうこの文章自体必要ないのかなというふうに思います。地域産業に関する条例ですので特に必要ないかなということと、その次の段落なんですけど、「自然環境や歴史文化を保全し、」保全という言葉はやっぱり入れていただきたいなと思ったことと、あと、前回の左側の5月13日のほうだと、「生活環境」という言葉も入っているかと思うんですけど、今、ちょうど私の出身地、八名井なんですけど、八名井に産廃の業者が入るということですのでごくもめているんですけど、産廃が悪なわけではなくて、それが小学校、幼稚園、中学校の1キロ圏内にできるということですのでごくもめていて、産廃に関する新都市は条例をつくっていなかったものですから、急いで行政の方たちがつくったんですけど、もちろん間に合わなくてということがあって、なので、自然と歴史文化もですけど、人が生活する「生活環境」という言葉もやはり入れていただくほうが良いかなと。「自然環境」という言葉は「自然」でいいんですかね。

○鈴木誠委員長 「自然」で。「地域の自然や」。

○浅見雪絵委員 「自然や生活環境。」

○鈴木誠委員長 自然や生活環境をもって。

○浅見雪絵委員 歴史文化。

○鈴木誠委員長 歴史文化を生かした、保全した。

○浅見雪絵委員 ぐらいかなと思います。

○鈴木誠委員長 なるほどね。「生活環境の保全」ということもとても事業者も重要な課題でもあるし、書き込むべきであるという、ここは市のほうの条例、既存の条例との調整ということもあるという。そういう指摘です。それも踏まえましていきます。

ほか、いかがでしょうか。

じゃあ、お願いします。

○加藤直詳委員 先ほど「地域福祉」という言葉なんです、非常に広義でいい言葉だと思うのですが、やはりどこか聞きなれない言葉です。ですので、何かもう少しせつかなので「まちづくり」であったりとか、もう一歩、わかりやすい表現にしたほうがいいのかなというふうに感じました。

○鈴木誠委員長 わかりました。

ほか、いかがでしょうか。

じゃあ、委員の皆さんにいただいたもの全ての記録をとってありますので、それを反映させて修正を図るとい、まず方針で御了解いただけますか。たくさんいただきましたので、一つ一つ今、ここで申し上げられませんが、全て確認をとっておりますので。

それでは、続いて、基本的方向というところをご覧ください。

この条例で何を目指していくのかという、一番肝になる部分でもあります。この間、一つの方向というか、理念を述べて、そして、それぞれ主人公を考えて、そして、じゃあ、そのような理念を体現するためにどのようなことをするのかというところで、たくさん記しました。ここについて、試案のほう、皆さんにお配りした試案は8ページになります、ごらんください。

8ページですけども、「この条例の目的を達成するため、本市では、市民・事業者・行政が協働し、地域資源の価値を学び、地域産

業振興の仕組みを総合的に強化し、市内での消費・投資・取引等を通じて、地域内で資本とその循環を促し、地域経済が持続的に発展するよう、各号により支援していくよう努めます。

(1) 市内及び三遠南信地域の豊かな地域資源を発掘・活用し、起業・創業とともに新技術・新事業の開発等に努める事業者を継続的・総合的に支援します。

(2) 市内外の若者が、市内で起業・創業等に取り組む上で必要な支援を、人材・資金・情報など総合的な側面から支援するよう努めます。

(3) 出産・子育てとの両立を目指す女性が、市内で起業・創業等に取り組む上で必要な支援を、人材・資金・情報など総合的な側面から支援するよう努めます。

(4) 起業・創業した市民及び経営能力の向上に努める事業者が、地域資源を生かし、新技術・新事業の開発に取り組もうとする場合、市内、三遠南信地域及び大都市の消費者、事業者等との交流・連携を図ることを総合的に支援します。

(5) 地域自治区の市民が地域協議会の理解と協力を得てコミュニティ・ビジネスを起業・創業するとともに新技術・新事業の開発に努め、地域社会の自立を図ろうとする際に、人材・資金・情報など総合的な側面から支援するよう努めます。

(6) 南海トラフを震源とする東海地震等を想定し、地震災害等から被災者の命を守り、生活再建や事業所再建等に貢献していける産業を起業・創業しようとする際に、人材・資金・情報など総合的な側面から支援するよう努めます。」という文章を皆さんに送らせていただきました。

これについて、一番最初の段落のところ、若干書いたところがあります。これは、確か初めのほう、前文のほうだったかな、あったんですけど、「行政区」という言葉が入って

いなかったので、ここで「この条例の目的を達成するために、本市では市民・行政区・事業者」云々というふうに、「行政区」という言葉を入れました。

それから、ですます調に変えたというところが違います。そのほか変わりありません。

この点も含めて、全体について皆さんの御意見をいただきたいと思います。どこからでも結構です。いかがでしょうか。

○加藤直詳委員 (3) のところでですけど、済みません、(4) ですけど、ほかのところは「支援するように努めます。」と書いてあるんですが、4番目のところは「支援します。」というふうに限定してあるので、ここは統一させたほうがいいんじゃないか。たわいもないことで申しわけありませんでした。

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。1番もね、本当ですね、(1) もですね、「努めます。」

ほか、いかがでしょうか。ここでは、ワークショップとか、それから、ヒアリングとか、若者の意見とか、いろんな特色を踏まえて盛り込んでありますので、随分いろんな角度からこの条例の生かし方というところで記しておりますが。新たな点も含めて御提案いただいていると思います。いかがでしょうか。

じゃあ、お願いします。

○滝川昭彦地域医療支援室長 (3) の女性の前置きのところに、「出産・子育ての両立を目指す」というふうに限定といたしますか、女性には出産・子育てとの両立が求められているような、そんなふうに見えてしまうんですけども、単なる女性というちょっと今までこういったことでの、どうしても表に出てくる男性に対しての女性というところで、余り「出産・子育てとの両立」というところを大きく取り上げるのはどうかなというふうに感じたんですけども。

○鈴木誠委員長 わかりました。

じゃあ。

○浅見雪絵委員 全く同じ意見です。出産と子育てをしていない女性のことはどうなっちゃうんだろうというふうにやっぱり一番最初に思いましたので、女性全体でいいのかなというふうに思います。

○鈴木誠委員長 ここは女性がでいいですか。女性がというふうに修正します。

ほか、いかがでしょうか。

ちょっとこれは皆さんに相談なんですけども、皆さんの御意見では「起業と創業」という言葉を並べることがあったんですけども、ここはどうですか。特に、会社経営とかにかかわってみえる方たちも含めて、このところはひとまず皆さんの御意見を踏まえてきましたけれども、「起業・創業」、加藤委員どうですか、経営者として。

○加藤直詳委員 厳格に意味はどう違うんでしょうか。

○鈴木誠委員長 じゃあ、小笠原委員、お願いします。

○小笠原喜好委員 私なんかは単純、単純ということもないんですけども、会社の中で創業日というふうに決めてありますので、私は何か起業というと、最近の言葉ですよ。創業というのは本来、本来というか、江戸時代とか、そういったところからずっとおるものだと思うんですけども、私なんかは逆に言うと、創業ということのほうが何か自分の感覚としてそんな捉え方をしております。

○鈴木誠委員長 なりわいをつくるというところでは、一人の力だけではなく、もちろん個人の能力が大事ですけども、それにさまざまな人や、あるいは、組織がかかわってつくり上げていくという、そういうプロセスに非常に重きを置く場合に創業という言葉を使います。それに対して起業というのは、英語でいうとベンチャーという言葉がありますが、個人の発意や意思、能力にかけてなりわいを起こすというところで、余りプロセスというよりも、本人、その人そのものに非常に重き

を置きます。そのあたりの使う場合の意味合いがやはり違うので並べてみたんですけれども、皆さん、どうでしょうね。新城では、現状だけじゃなくて、今後も考えたときに、ここはどういうふうに表示したらいいでしょうか。創業一本にしたほうがいいでしょうか。

○小笠原喜好委員 済みません、今、委員長に言われたように、起業というところですけども、これは本来、昔は、会社を起こしたり、事業を起こしたりするときには資本金というのがある程度、当然、今でも必要なんですけども、資本金が1円からいいということをちょっと財務省がやってしまったものから、その辺からこういうものが起きておるのかなという、私は感じがしておるものですから、本来は、1円でできるはずがないんです、会社を、事業を起こすことは想像すると。僕は、起業という言葉が間違っておるとかという話じゃないんですけれども、何か創業のほうが親しみがあるというふうに思います。

○鈴木誠委員長 松本委員、どうですか。

○松本吉生委員 我々も金融機関の中でも、起業とか、創業とか、あえて分けて使っているかというとなんかことはないんですけども、創業というと、新しく事業を始めたというところで、起業は、先ほど、委員長がおっしゃった、ベンチャー的なことを示していて、例えば、最近でいうと、ネット業者とかが新しい技術を自分で発見、発明して、事業をスタートする。それから、今までにない形のスタートということになるので、個人的には並んでいてもいいのかなとは思いますが。

ちょっとあと済みません、ついになりまして、すけれども、「新技術と新事業」とあるんですけども、既存事業者が今まである技術を変えていくという、「技術革新」みたいなものがあると思うので、それもちょっと新しいということではなくて、今までの技術をさらに発展させるみたいな機会というのも支援していく必要があるのかな。ですから、「技術

革新」みたいなのも一言入れたほうがいいかなと思います。

○鈴木誠委員長 わかりました。ありがとうございます。

では、「創業・起業」はひとまずそのままにしておいて、それから、「技術革新」という、既存事業、既存の事業者がみずから新技術を用いて、新技術というか、新技術をつくり上げていくとか、あるいは、新しい商品・サービスを目指すというようなところも取り入れて「技術革新。」

ほかはいかがでしょうか。

じゃあ、お願いします。

○浅見雪絵委員 済みません、今、終わったところで、私が思ったことがあったんですけど、ちょっと言葉の感覚だと思いますけど、私はちょっと感覚が違うなと思って、起業というのは今から起こすというときに使う言葉で、創業というのは、先ほど言われたみたいに、創業何年とか、創業日とか、振り返ってみてそのときのことをいう言葉だというふうに私は今まで使っていたので、もしこれから取り組むという言葉だったら起業というのが合うかなという感想です。

○鈴木誠委員長 ああ、そうか。これまでなりわいを起こしてきたことをあえてここで述べなくてもいいのではないかということですよ。この辺は小笠原委員がおっしゃったこととも今の点は合っていますね。

○小笠原喜好委員 そうですね。

○鈴木誠委員長 だから、ここで創業という言葉はちょっと不向きだという指摘には、でもいいですね。そうすると、ここであくまでも起業とともに、起業だけでいいのかな、ちょっと何か起業はいいんだけども、事業の継続は当然、大事だし、その事業の継続の中身、性格というのがうまく表現されるといいんだろうけども。

どうぞ、鈴木委員。

○鈴木延良委員 僕はよくわからないんです

けど、今の創業につきましては、でも新しい会社を起こして、登記をしていくというときには創業日というのは必要になりますでしょうね。ですから、振り返ってみて、いつつくったかということは当然、わかるわけですけど、現在、今つくっても創業日になってくると思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。僕はやっぱり両方あったほうが良いような気もいたしますですけど。

○鈴木誠委員長 この辺は多分、逐条解説とか、また、明確な説明が必要ですので、そこで今の御指摘を踏まえて書くようにしていきたいと思っています。ひとまずじゃあ、ここは並列をしておきたいと思います。

その他の点でどうでしょうか。

○権田知宏委員 ちょっといいですか、(6)ですけど、文章が難しく、ちょっと全然理解できなかったもので、例えば、どんな例があるのかちょっと教えてほしいんです。

(6)ね、もう少し説明しますと、地震を想定し、災害等から被災者の命を守るというのはわかりますけども、その後の生活再建や事業所再建等に貢献していける産業を起業・創業というところが非常に難しくわからなかったもので、例えば、どのようなことがあるのかなと思って教えていただければなと思ったんですけど。

○鈴木誠委員長 ここは、今、東三河のほうでは、防災にかかわっているんなつながりをつくろうというふうに協議会もできていますが、特に新城は、津波災害の心配はない中で、田原であるとか、豊橋であるとか、豊川であるとか、こういう海沿いの自治体で震災災害が想定されています。そういう方たちが避難をするとか、あるいは、そういう方たちが今度は事業を起こすであるとかというときに、ただそれをいろいろとボランティアで応援するというだけじゃなくて、そういう個人、個人の生活を復興させたりとか、仕事をもう一回再開したりということのために支援をす

るような、そういう産業というものもこれからこの新城のほうでは大事なのではないかとということで、例えば、事例ですけども、被災をすると、そうすると、避難所に最初に入って、そこから自分の家に戻れない人の場合は仮設住宅に入っていくんですが、新城のような林業市の場合は、仮にですけども、木造仮設住宅というものを、これを新たに起こして産業化ができないかというようなこととか、それから、非常に新城は、山の食材が豊富なところですので、こういう防災にかかわっての保存食の開発であるとかいうこともできないのか。これはそういう面では非常に未知の部分ではありますけれども、そういう可能性をここでは表現してみたというところでした。

じゃあ、山本委員、お願いします。

○山本勝利委員 今、委員長が説明された6番目の件のことについて、私は、新城市を含めた今、広域連合的な市町村の協力が盛んになっておりますので、そういう意味を含めて、私は6番目のことは考えていいのではないかなということを思っておりました。

○鈴木誠委員長 じゃあ、どうぞ、権田委員。

○権田知宏委員 そういうことであれば、既存の会社なども当然、そういうものにかかわってくるのがまず先にくると思うんです。ここに書いてあるのは、当然、必要はことだと思っんですけども、再建等に貢献していける産業を起業・創業しようとする際にというふうに書いてあったので、その辺が限定されていたのでわかりにくいということで、それらも全部含めて当然、広域連合の話もありますので、当然、どこでも支援をしていかなければいけないと思うんですけども、それらも踏まえた上でということで、文章的にちょっとわかりにくかったので質問させていただきました。

○鈴木誠委員長 趣旨としてはいいけれども、文章をもっとここを直したほうが良いという、そういう御指摘でした。

じゃあ、お願いします。

○青山勉委員 済みません、3点ほど。まず、1点目ですけれど、前にも言っていましたけど、こちらのほうは文章に中黒を使っておりまして、ちょっとわかりやすいなと思いましたので、やっぱり中黒とか、句読点の使い方を統一的にされると。

○鈴木誠委員長 全体としてですね。わかりました。

○青山勉委員 2点目ですけれど、2行目と3行目のところでございますけど、「市内での消費・投資・取引等を通じて、地域内で資本とその循環を促し、地域経済が」とありますけど、市内での地域内というふうなとありますけど、ちょっとこの辺も「地域内」というのはなくても通じるのかなと思いました。

○鈴木誠委員長 わかりました。

○青山勉委員 それから、3点目でございますけど、5番目の文言なんですけど、ちょっとなかなか私、産業に疎いものですから、理解がしにくいんですけど、「地域自治体の市民」というと例えばどういう方たちを取り上げてられているんですか。

○鈴木誠委員長 新城では、10の地域自治体というところが条例で設置されていますので、あえてその地域自治体の皆さんの地域自治体に所属する、地域自治体に所属するというのは、「地域自治体内の市民」というふうに限定を、エリア的に限定をして、その方たちがこれからその地域の安定を目指すという場合に事業を起こしていくということも大事な視点ではないかということで、ここで書いています。これは、鈴木委員がその会長さんでもありますので、ちょっと補足していただけますか。

○鈴木延良委員 いや、特に、今の人に回答できるかどうかというのはあれなんですけど、例えば、私たちの東部地域協議会は、あそこに見える居澤介護保険課長が事務局長をやっ

ていただいて、ことし代わられたんですけど、2年間、ずっと指導していただいたんですけど、その中で、今、私たちの東部地域協議会で新しいのは、今ここに出ている産業を起こすとか、企業を起こすとかいう形ではなくて、行政区の市民一人一人というんですか、市民の安全だとか、生活を守るために防災士を養成しようということで、新城市で今、初めて今期6名人選をしまして、費用も2日いて6万何ぼかかる、6万5,000円ぐらいかかるんですけど、それを将来的に継続して、防災士をして、今の6番目のそういう防災だとか、そういうものをもう少し専門的というんですか、勉強した中で地域の人たちにそういうことを指導していこうというような中で、結構活発に活動しておりますので、ぜひこのところは地域協議会を有効に使っていただけると、行政区だとか、区長さんだとか、それから、いろいろなNPO法人だとか、各種の団体の皆さんとの連携がとれますので、ぜひそういうものも使って活性化をできるというか、よりよい活動ができるような市民の向上を図れるような組織になるんじゃないかなと思っていますので、ぜひこのところは入れていただきたいというふうに思っていたところです。

○青山勉委員 済みません、決して削除とかそういうのはないんですけど、かなり新技術・新事業とか、起業・創業とか書いてありますので、かなり重々しいなと思ひまして、市民の方がこれだけこういうふうには結構責務を持ってやられるのかなと。ただ、今の話の中で、やはり前向きになっていますので、そうやったらちょっと文言を少し変えるといいのかなと、全くほかの産業と同じような感じの言葉になっていますので、もう少しやわらかくして、なおかつ、前向きな何か姿勢があると、とてもここは大切な文面であると思ひますので。

○鈴木誠委員長 最初はいろんなボランティ

ア活動であるとか、それから、市民活動であるとか、NPO活動というのが目につくんですけれども、そういう活動を通じながら、だんだんとその事業を個々の地域の活動を継続していくために収益事業を生んで、起こして、そして、みずからの収益活動の中で生み出したお金を今度は地域活動に還元をしてくというふうに、地域自治区というのはなっていくケースが多いですね。例えば、作手のほうだと、小学校の廃校の体育館を利用して、今、レストランを始めようという試みも出てきていますので、こういったのがコミュニティ・ビジネスという、ある種、この言葉は定着しているので、そういう新城らしい地域産業の一つのスタイルとして、地域自治区での取り組みを表現したかったというところが前回、話が出ておりました。ただ、ちょっと表現が確かにかたいので、ここは一度検討してみます。

○青山勉委員 済みません、よく理解できましたので。

以上です。

○鈴木誠委員長 ほか、松本委員。

○松本吉生委員 次のところで地震災害と書いているんですけど、最近だと、温暖化で豪雨とか、いろいろありまして、土砂災害とか、水害とかも当然、この新城では自然が多いので考えられるので、もうちょっと広く「自然災害」みたいな言葉を入れたりしたらいいんじゃないかなというふうに思いました。当然、地震が一番怖いんですけども、ほかにも十分考えられますので、「自然災害」という言葉を入れながら具体的に書いたらいいんじゃないかなと思います。

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。そういう御指摘もありました。

じゃあ、加藤委員。

○加藤直詳委員 上から2行目ですか、2行目から3行目、こちらの手元のほうの文章でいくと、「市内での消費・投資・取引等を通

じて、地域内で資本とその循環を促し」というのは、ごめんなさい、こちらの修正のほうにもありますよね。それをもう少し何か反映したい、今、1から6号までを見ていくと、余り強くそこにコミットメントさせるような号がないのかなと。そこをもう少し強化できるような号が一つあってもいいのかなというふうに感じました。

○鈴木誠委員長 なるほど。地域経済の循環の構造というものをもう少しその方向性として具体的に表現するような項目を検討してみようという指摘でした。検討します。

ほか、いかがでしょうか。もし具体的に何か、例えば、観光とか、観光交流という一つ切り口というのをもって、ここないんです、それが。新城はやっぱその部分はなくてはならないものでしょうから、具体的に、例えば、観光交流というような観点で御提案いただけると、それは書き込めるかと思えますので、それにひっかけて。ちょっと検討してください。

ほか、いかがでしょうか。

じゃあ、お願いします。

○浅見雪絵委員 ちょっと大変申し上げにくいんですけど、全体的に難しいんじゃないかなというふうに思います。皆さん、今、手元を見ていると一生懸命読み解く作業をされているんです。多分、読み解く作業をさせてはいけないと思うんです。なので、すぐに誰もが理解できる必要があるはずなのに、これだけ知識のある方たちが集まってきて一生懸命読み解くという文章は、恐らく一般の方では難しい過ぎてわからないし、何度もここで質問して解説してああ、わかったというふうになっているんですけど、それは意味がないことで、この文章をばんと出したときに、その人たちは誰に質問するわけでもなくこれをまず読んで理解しないといけないので、ここで質問して解説するというのはもう全く意味がないことなので、どうしたらわかりやすいの

かなというのを先ほどからちょっと考えていたんですけど、例えば、左側の真ん中の7月17日と書いてあるところ、矢印で羅列してありますよね。そうすると、すぐに何が言いたいのかというのが単語でぼんぼんぼんとして入ってきますけど、右側の長いところになった途端に、えっと何が言いたいのだろう、何が言いたいのだろうと一つずつ全部読み解いて、今、言葉尻を拾ってきましたけど、これは全体として、今、私は、じゃあ（１）から（６）まで一言でいうと何なんだろうというふうに書き出していたんですけど、全体としては全部、基本は支援しましょうというふうに結びましたよね。そうすると、（１）から（６）で変わってくるころというのは、その対象者だと思うんです。誰を支援しますかということだと思うんです。それが明確になってくるともっとスマートに、もっと誰が見てもわかりやすい文章になるんじゃないか、主語の部分だけ変えればいいんじゃないかなというふうに。一生懸命私が読んだ感じだと、（１）は起業者、今から会社を起こす人を支援しましょう。（２）は若者を支援しましょう。（３）は女性を支援しましょう。（４）は連携を支援しましょう。（５）は地域自治区の市民を支援しましょう。（６）は災害対策に関することを支援しましょうと、こういう形だったら誰もがすんなり、ああ、これだけのことを支援したいんだなというのがわかるんじゃないかなと思うので、どうですか。

○鈴木誠委員長 いや、非常によくわかりました。

○浅見雪絵委員 多分、女性的な意見だと思うし、私、子供を相手に仕事をしているので、わかりやすさというのが、誰でもわかることというのが大事だと思って仕事をしているので、ちょっとほかの方々の意見を聞いてみたいと思うんですけど、いかがですか。

○鈴木誠委員長 そういう御提案をいただきましたので、せっかくですので、皆さん、ど

うですか。非常にわかりやすい切り口を指摘していただいたので、どうでしょうか。

では、どうですか、松本委員。

○松本吉生委員 今のはすごい賛成で、例えば、1番であれば、市内外の事業者がと始めて、（２）は市内外の若者がですね、（３）であれば、市内外の女性がですね、（４）はちょっと私もわかりにくいんですけど、（５）であれば、市内自治区の市民がですよ。というのは、同じようなスタートを使っていっていくと、誰に対してということがはっきりするので、そんな言葉の始め方だとすごいわかりやすくなるかもしれないですね。

○鈴木誠委員長 ありがとうございます。今、お二人の方が表現の仕方とか、非常にわかりやすく指摘していただけたので、ちょっとそういう方向で直す作業をしてよろしいですか。そうであるならば、追加してもう少しあれば、また後日でも結構ですから、早い目に教えていただければいいかと思いますが。じゃあ、主語をはっきりさせることで今の問題点をクリアできそうな気がしてきましたので、じゃあ、直してみます。またチェックしてくださいね、ぜひお願いします。

それでは、続きまして、議会の責務です。

皆さんのお手元のほうの資料では、主に何々しなければならぬという表現になっていましたので、これをなりませんと、しなければなりませんという、こういうふうにしたところ、責務ですから、ここは。前のほうをご覧ください。議会は、産業振興のここが指針の推進に向けてというふうになっていたもので、これはちょっと意味がよくわからないところだったので、産業振興の推進に向けて協力しなければなりませんというふうにここは直して再提案をいたしました。

それから、議会は、皆さんのお手元のほうの資料、10ページでは、産業振興指針の推進に関する次に掲げる事項についてという表現になっておりました。このところを産業

振興指針、地域産業振興指針かな、産業振興指針に基づく地域産業振興のために次に掲げる事項についてというふうに直してみたということです。というような微調整ですけども、どうでしょうか。議会の表現のところ。ここは大体、こちらのスライドのほうの趣旨を踏まえて直すことで大体いいでしょうか。新たに追加するようなことがあったら、よろしいですか。

じゃあ、ここはちょっといろいろと表現がわかりにくいところとか、直したところと直さないところをごちゃごちゃしますので、もう一回ちょっとシンプルにしてみたいと思います。内容的に大きくトラブルことはないと思いますけども。

じゃあ、続いて、最後のこの地域産業振興会議というものです。これについては、この間、地域産業振興協議会というような話し合う場という表現で直しましたけども、産業が、地域産業が、これがみずからやはり地域をよりよくしていくという点で、自治基本条例もありますから、産業分野の自治基本条例的なやはり理念を今回の条例は持つという趣旨から、産業自治振興協議会というふうな条例に基づいてきちっと仕事を見届けていく機関を設けたほうがいいという趣旨で、ここでは頭出しをしてみました。産業自治振興協議会、これは自治基本条例の理念を踏まえてこういう表現にしてみたということです。

それで、まず皆さんのお手元の11ページのほうをご覧ください。

ここでは、「地域産業の振興を内発的・総合的・持続的にきめ細やかな支援を図るために、新城市産業自治振興協議会（協議会と略す）を設置し、市民、事業者、産学官労が協働して地域産業振興指針の策定と運用を適切に行っていくものとする。協議会の組織と運営に関し、必要な事項は別に定める。」というふうにいたしました。

ここも指針だけではないだろうということ

で、上のようにちょっと直してみたのでスライドのほうをご覧ください。

「地域産業の振興を内発的・総合的・持続的にきめ細やかな支援を、ちょっと表現があれですね、支援を図るために、新城市産業自治振興協議会（協議会と略す）を設置し、市民、事業者、産学官労が協働して地域産業振興指針の策定、地域産業振興計画の策定・運用を適切に行っていくものとします。」というふうにして、地域産業振興計画の策定・運用をという文言を入れて、指針の策定で終わることなく、指針に基づいて振興計画をつくり、運用していくということに対して、この協議会が責任を持つというふういうたってはどうかということと、それから、表現をですます調に変えたという点です。これについて、皆さんのお考えをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか、どんな点でも結構ですが、もうこの間皆さんから中黒の扱いであるとか、句読点の扱いであるとか、この辺の統一性を図るというそういう御指摘はいただいているので、その辺は前提条件として、内容、表現について何か、特に内容についてどうでしょうか。一度これでもう一度精査して作り直すということでもよろしいですか。

それでは、ここも皆さんのこれまでいただいた、なるべくわかりやすくということとか、それから、表現を統一性を持たせるという、そういう御指摘を前提条件として直しを図ってみます。

それでは、きょう、皆さんにお諮りしたかったことはこれで全てなんですけども、全体を通じてもう一度振り返っていただいて、あと、5分ぐらいで御指摘があれば、今、いただこうと思います。どこについても結構ですから、改めて振り返っていただいて、いかがでしょうか。ことにきょうずっと一緒に通して見ていただく中で、気づいた点とか、後でまた出てくることもあると思いますので、この時間内に限らず、ここ1週間ぐらいちょっ

と時間をとって、皆さんからの御指摘を待つということもしたいと思いますが、どうですか、その点は。一度、チェックしていただいて、事務局、どうですか、そういうふうに。○川合教正副部長 全体を、今、条項の内容を整理して、皆さんにもう一度見ていただいた上で皆さんからいただくほうがわかりやすいのかなというふうに思ったので、事務局としては、今のずっと最後まできたものを整理したものを一度見ていただいた上で、お出しいただくというのも一つの案かなというふうに思います。

○鈴木誠委員長 川合副部長は今、そういうふうに提案してくれましたけども、じゃあ、一度皆さんからいただいたものを直しを入れてみます。それで、皆さんにお届けします。そこをまたチェックしていただいて、それであるべくそれに近いものにしていきたいと思います。よろしいでしょうか。古田部長、どうですか。

○古田孝志産業・立地部長 はい、結構です。

○鈴木誠委員長 いいですか。

○古田孝志産業・立地部長 ちょっと作業が手間取るかと思ったら、すぐにできるそうですので。何とかします。

○川合教正副部長 何とかしたいと思います。

○内藤晃吉副部長 済みません、よろしいでしょうか。なるべく早く皆さんにお送りする資料をつくります。今、それが届くまでに、質問があれば、もうその時点で出してもらっても構いませんので、それを待ってから質問を出すということではなくて、気づいたときに出していただくということで、その点、よろしくお願ひします。

○鈴木誠委員長 そういうことになりましたので、そうしたら、皆さんのほうからあしたでも、あさってでも気づいたことがあったら事務局のほうに連絡をおとりください。事務局のほうでは、私も含めてもう一回皆さんからの意見を踏まえて修正に入る、作業に入る

ようにしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○鈴木誠委員長 じゃあ、予定の時間に迫ってまいりましたので、きょうはここまでにしておきたいと思います。どうもありがとうございます。

それでは、事務局のほうにマイクをお返しします。

○加藤宏信副課長 それでは、長時間にわたり御審議のほうをありがとうございました。また、鈴木委員長、どうもありがとうございました。

それでは、次第の2番目になります、その他について、内藤のほうから説明させていただきます。

○内藤晃吉副部長 本日資料で、8月開催の審議委員会の日程調整についてという紙1枚、お手元にあると思うんですが、これが終わった後でも結構でございますので、記入欄に書いていただいて、また電話でも、ファクシミリでも構いませんので、8月3日ぐらまでに事務局に日程調整の回答をお願いしたいと思います。回答がなかったときは、私のほうからまた再度、御確認の電話を入れさせていただきますので、回答のほうをよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

○鈴木誠委員長 じゃあ、皆さんのほうから、せつかくですので、何か御提案とかありましたら、どんなことでもいいですけどもいかがでしょうか。いよいよまとめにしていきたいというふうに思っていますので。じゃあ、また気づいたことがありましたら、あしたでも、あさってでもいいです、遠慮なく寄せてください。一生懸命それを踏まえてまた直して入れています。よろしくお願ひします。

それでは、皆さんの御意見は以上だと思ひますので、事務局、お願ひします。

○加藤宏信副課長 お手元にメールで送られ

てきたものを打ち出した、愛知県クラウドファンディング活用促進事業、中小企業向けのセミナーの開催というものがありますので、こちらのほうは、愛知県のほうでこのような事業を始めましたということで、説明会のほうが8月19日に名古屋、豊橋で8月20日に開催されます。きょうは、興味がある方は御参加くださいという御案内で終わらせていただきたいと思いますけども、興味ある方、いらっしゃいましたら、いつもこちらからメールを送らせていただいているところに参加したいと御連絡をいただければ、取りまとめで参加申し込みをしておきますので、どうぞ皆さん一度、内容を見ていただいて、ぜひ都合がつく方は参加をお願いしたいと思います。

以上です。

○鈴木誠委員長 もしまたクラウドファンディングとは一体何ぞやということで、そもそもで聞きたい、質問したいとか、そういうことがあったら、私のところに届けていただければ、私もそういうことをやっているものですから、自分で経験則としてわかりやすくまた事例で御紹介しますので、何なりと質問していただけたらなど。事務局のほうに問い合わせをいただければ、私のほうに届くようになっておりますので、またそこで御回答できるようにします。

○加藤宏信副課長 よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、第7回新城市地域産業総合振興条例審議委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。